

平成21年 第1回定例会一般質問

○議長 横尾 武志君

7番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

おはようございます。7番、日本共産党の川上です。一般質問をいたします。

まず第1に、「住宅リフォーム助成制度」について伺います。

深刻な経済危機のもとで、解雇によって職場や住まいをなくした労働者や仕事の減少や資金繰りの悪化に苦しむ中小業者など、住民は悲痛な叫びを上げています。町内業者も仕事不足、賃金単価の切り下げ、不払い、貸し渋りなど、生活危機に直面し、倒産や廃業に追い込まれています。こうした建設業者や建設労働者のための仕事おこしと雇用対策が今こそ必要となっています。

このような状況のもとで、埼玉県川口市、川越市などで行われており、2005年で21都府県118自治体で実施されている「住宅リフォーム助成制度」が今、全国的にも注目されています。この制度は、町内業者によって発注した工事金額の5%、最高10万円を町民に助成するというような制度です。住宅のリフォームというのは、需要を喚起するなど波及効果は大変大きいと言われています。1軒のリフォームには、大工、電気、左官、水道など10数種類が関連します。また、その後の耐久消費財の購入などにも波及します。5%の助成で町民に喜ばれながら、地元の中小零細建設業者をバックアップして活気づけることができる「住宅リフォーム助成制度」は極めて有効な施策であると考えます。

そこで、次のことを質問します。1、町内の中 small 零細建設業者及び職人の仕事の実態を町長はどのように把握されているのか。また、零細業者の声にどのようにこたえるおつもりなのかを伺います。第2に、当町でも「住宅リフォーム助成制度」を創設し、不況に苦しむ業者と住宅リフォームを望む町民にとって、大変有益かつ緊急経済対策として効果がある制度として実施を検討すべきと考えますが、見解を伺います。

次に、「小規模工事等希望者登録制度」について伺います。

「小規模工事等希望者登録制度」は、町の公共建築物の工事、修繕等の小規模工事物品納入について、小額の事業を地元の中 small 零細業者が受注できる機会をふやすために希望者登録を行い、契約に参加できる機会をふやすために希望者登録を行い、契約に参加できる機会を広げることのできるシステムです。08年で実施自治体は357市町村あり、44都道府県で行っており、業者からは大変喜ばれています。地元の中 small 零細業者に仕事を回すことは地域に税金を還流させることになり、地域振興にも役立つものとなります。芦屋町でも実施することを検討すべきと考えますが、見解を伺います。

第3に、後期高齢者制度について伺います。

1点目に、後期高齢者医療制度が施行されて、本年4月で1年を迎えることとなります。昨年12月に福岡県保険医協会の調べで、県内49市町村の普通徴収の保険料滞納者は1万6,372人で、滞納率は14.5%にもなっていると新聞報道されましたが、芦屋町では滞納者はどのくらいおられるのかを伺います。

2点目に、福岡県広域連合では、保険料を1年を超えて滞納すると資格証明書を発行を行うとなっています。資格証明書になると医療費窓口負担が一たん10割になり、事実上無保険状態になります。滞納された後期高齢者にどう対応されるのか伺います。

3点目に、福岡県民主医療機関連合会の12診療所の調査では、平成20年6月の後期高齢者医療分の診療は、平成19年と比べ、件数で84%、診療実日数で83%、診療報酬点数で90%となっており、医療の抑制が見られますが、芦屋町の給付実績ではどのようになっているのかを伺います。

以上で、第1回目の質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

おはようございます。川上議員、ご質問の、まず、住宅リフォーム助成制度という形の中で、町長は実態をどのように把握しているか。それから、零細業者の声にどのようにこたえるかという問いにつきまして答弁させていただくわけでございますが、まず、実態ということでございますが、実態という形の中で2点ほどあるわけでございますが、私も生まれてこの方、60年近く芦屋町、住んでおりますので、芦屋町内に、例えばガラス屋さんとか酒屋さんとか、いろいろないわゆる町に登録する建設業、土木業以外にこういう方がいらっしゃるというのを、それは把握いたしております。

それともう一点、これは計数的にお答えしなければならないと思うわけでございますが、町内、これは平成18年度の事業所企業統計調査結果という形の中から数字でお答えしたいと思うわけでございますが、町内に66事業所、従業員数は350人、全事業に占める割合を見ますと、事業所数は10.7%、従業員数は6.3%となっております。

次に、零細業者の声にどのようにこたえるかということでございますが、芦屋町では既に緊急経済対策といたしまして、「にこにこ商品券」の発行や商工業者に対する町制度融資の融資額の拡大、保証料の補助など中小企業者への支援に現在取り組んでいるところであります。また、先般商工会の申し入れ、主催によりまして、議会、行政との行政懇談会が開催されました。その中で、建設業者の方々からこういう時期でございますので、いろいろなさまざまご意見、ご要望を

いただいております。行政といたしまして、町といたしましてもご支援できる可能性のあるものについては、今後それぞれの所管と協議していきたいと考えております。

その次に、住宅、このリフォーム助成制度の実施を検討すべきと考えるが所見を問うということですが、議員ご指摘のように、これも数字を見ますと19都道府県72自治体でこの助成制度を取り組んでおるということでありますが、ちょっと調べさせていただいたんですが、全国、平成20年4月現在で1,785市町村で、47都道府県あるわけですが、県として取り組んでおるのは新潟県——これは県が取り組んでおるという形の中でございますが、数字的に言いますと、このリフォーム制度を取り組んでおるのが全国的に4%取り組んでおるといふ数字が出ておるわけですが、これもいろいろ、いろんな角度からいろいろ検討しなくてはいけないかなと思うわけですが、これの経済効果と実施に向けた検討という形の中で行いますと、いわゆる町民への補助金の交付という形を通じた、ある意味で税金の還元であるということは間違いのないわけですが、一応町民のリフォームする際の一定の優遇策として機能はすると。これは考えられるわけですが、じゃそれでは、リフォーム工事自体が町内の建設業者等々の経済効果というのは限定的になるのではないかと考えるわけがあります。

以上、いろんな観点から見まして、この件は全国でも5%といえ、導入している市町村もあるという現状、それから、今現下のこの経済事情という形の中で、町としてどう取り組むかということは検討に値するのではないかと私自身は考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 鶴原 光芳君

2点目の「小規模工事等希望者登録制度」についてということでお答えをさせていただきたいと思えます。

この制度を実施いたしております自治体の内容を幾つか調べてみたわけですが、その目的は競争入札の参加資格者に登録されていない地元業者に小額、金額はその自治体によってまちまちです。20万以下であったりとか、50万以下であったりとかいうようなことなんですけれども、で、軽易な工事、修繕等をこの登録制度に登録された希望者に発注しようというような内容でございました。

現在の芦屋町のこういう小額の工事の発注についてどうしてるかということなんですけれども、基本的には指名願を出された業者を指名するというのを基本といたしておりますけれども、町内業者の中にそういう業者さんがいないという場合が当然あります。指名願を出してないけれども町内でそういうなりわいをしてるというような方につきましては、当然のことながらそういう業

者さんを指名しているというものもございます。それと、組織の中でも、環境住宅課の住宅係の中に軽微な営繕を担当する嘱託職員を雇用したり、道路の維持補修等に臨時職員を雇用したりというようなところで、できるだけ経費をかけないような中での対応をするというようなことで進めております。それと、社会福祉協議会が運営しております高齢者能力活用事業、こういう制度も利用してるといことです。それと、先ほど町長、言われましたけれども、商工会の懇談の折に工業部会のほうからも、これは指名業者さんのほうからですけれども、要するに受注機会の拡大というような要望が出されているというのも事実でございます。

こういう状況からして、お尋ねの「小規模工事等希望者登録制度」が芦屋町に導入したときに本当に実効性のあるといたしますか、芦屋町のパイそのものというのは結構限られてますので、その中でうまくすみ分けができるのかどうか、その辺のところにつきましては少しお時間をいただきまして調査研究をしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 入江 明德君

3点目の後期高齢者医療制度についてお答えいたします。

まず、要旨1点目の後期高齢者医療制度の保険料収納状況についてですが、平成21年2月28日現在の収納状況は、被保険者数が1,787人、それから徴収率が99.34%、滞納者が23人、滞納額が60万2,900円となっています。

2点目の資格証明書の発行についてですが、保険料の納期限から1年を経過するまでの間に保険料を納付しない場合の対応について、高齢者の医療の確保に関する法律は当該被保険者に対して資格証明書を交付するものとしています。ただし、1年間、保険料を納めないことのみをもって機械的に資格証明書を交付するのではなく、事業の廃止または休止、地震、風水害、火災等の災害、病気やけが等の特別な事情を考慮するべきものとされています。したがって、保険料を滞納する被保険者等の納付相談等の機会を通じ、保険料を納められない個々の事情を適切に把握するなど、きめ細やかな対応をしていきたいと思っております。また、資格証明書の運用について、国は、相当な収入があるにもかかわらず保険料を納めない悪質なものに限り適用するとの方針を示しており、芦屋町としてもこれに沿って対応していきたいと思っております。

それから、3点目の後期高齢者医療制度が始まったことによる前年との給付実績はどうなるかということですが、まず、被保険者数は19年6月が1,683人、20年6月が1,787人で104人増となっております。率にしまして6.2%の増。それから、診療件数ですが、19年6月が3,342件、20年6月が3,598件で256件の増、率にしまして

7.6%の増、そして診療日数ですが、19年6月が8,782件、20年6月が8,860件で78件の増、率にしまして0.8%の増です。これは1人当たりにも直しても診療件数、診療日数とも、芦屋町の場合は前年とほとんど変わらない状況です。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

それでは、第1点目の住宅リフォーム制度についてから伺います。

今年の議会で示された町長の施政方針の中でも、まず第1点目に景気対策、これを上げて、この中では生活者を守り、あわせて事業者を支援する景気対策として、にこにこ商品券の発行事業、さらに商工業者の資金運用のために制度融資の借入額の拡大や制度融資の借入にかかわる信用保証料の全額補助を行うと。さらに、商工会が実施しているはっぴい商品券への助成、こういったものを行うと言うんですね。施政方針でも言われてます。当然やはり、この施政方針にもありますような対策は大変重要なことですので早急にやっていただきたいと思います。それと同時に、同時にやはり大きく落ち込んでいる中小零細の建設関連の雇用対策、これもやはり町として、やはり正面から受けとめてやっていくことは必要となっているんじゃないかというふうに思います。

今回出しました制度につきましては、初めての制度ということでなかなか内容もわからないと思いますが、言ったように全国的には少ないですが、今注目されて取り組まれているというのが実情です。この中でもあげました埼玉県川越市、この制度の内容を細かく紹介しますと、事業目的としては、住民が自己の居住する住居など市内の施工業者を利用して修繕、補修などの工事を行う場合には、その経費の一部を助成するというので、多岐にわたる業者に経済効果を与え、市内産業全体の活性化を図るという位置づけでやっております。助成の対象となるのは、住宅の補修または補修工事、壁紙の塗りかえ、外壁の塗りかえなどの工事、住宅に付随した家用駐車場の設置、修繕のための工事、住宅のフェンスなどの設置、防犯機能の付加強化のための工事となっており、物品を購入する以外はほとんどが対象となります。助成は、市内業者に発注した20万円以上の修繕を行った場合、市民に工事費の5%を支給とするもので、10万円を限度としているという、こういった内容です。

これで実績としてどういった分になってるかといいますと、これはちょっと資料も古いんですけど、平成12年から平成15年の4年間を見ますと、予算額としては500万円、15年だけは、額を増やして700万円にしていますけど、これによって補助対象額が年に1億2,000万ぐらいの事業が生まれるということで、4年間で2,200万円を市が出しまして5億5,500万円、こういった経済波及効果を生んでいます。約25倍、こういった経済効果となっ

てます。

担当課の話では、この4年弱で5億円を超す建設事業を起こす一部になって、大きな経済効果があると考えている。当初は疑問もあったし、なぜ単なる住宅リフォームに金という声もあったが、しかし今はすっかりしている。担当者としては、今後も増額を考えていると、こういったふうに言ってるそうです。また、わずか10万円という額ですけど、業者自体がこの住宅リフォームを進んで利用している。また住民のほうもわずかでもそんな補助があるならと思いつ、こういった市民も少なくないと言います。また、介護保険の住宅改修、こういったものとの併用を認めているという。地元の業者からは、これで首をつないでいるという、喜ばれている。そのほかの業種にも波及効果が及んでおり、利用者市民にアンケート調査をしたところ、改築や補修などをきっかけにカーペットや家具、電気製品、カーポート、そのほか利用が広がり、この波及効果も8倍程度あったという。こういった状況になってます。大変やっける自治体では好評に受け取られてます。

これ自体について国はどういうふうに言っているかということ、2005年に参議院の国土交通委員会で日本共産党の仁比聡平参議院議員が質問に立ち、この住宅リフォーム助成制度について聞いてます。この中で、住宅リフォーム助成制度がリフォームの際に耐震改修として成果を上げていることを取り上げて、地方自治体で耐震や経済効果を上げている住宅リフォーム助成制度の支援に取り組むべきではないかという、こういったことを申してます。これに対して当時の北川国土交通大臣は、リフォームに合わせて耐震改修をしていくことを検討したいと。地方公共団体には住宅交付金、またまちづくり交付金等を利用して住宅リフォームや耐震改修を進めていただきたいという、こういったことを答えてます。そういった点では、今、住宅の改修の問題もありますが、そういった点ではこういったことをきっかけにリフォームをする中で、住宅改修を進めていくという、そういったことがあってます。今後、そういった点では快適な居住環境の実現をしていくということで、例えばシックハウス症候群の問題とか、それから循環型、また環境負荷軽減型の位置づけという点では太陽光発電の設備設置、また雨水利用、こういったことにも広がって行って、将来的にも環境に優しいまちづくり、こういったことを支援、また応援していく、こういった制度にもつながっています。

一番新しい所を見ますと、例えば神戸新聞の2月の14日付の新聞で、兵庫県の明石市、ここも住宅リフォームをやったとこなんですけど、ここが住宅リフォームに助成制度を再開したという記事が載ってます。兵庫県明石市は、過去の実績を踏まえ、地域産業活性化対策として住宅リフォーム助成の復活を決定した。内容は、市内の工務店などを利用し、自宅を補修する場合は10万円を限度に、費用の10%を助成するもの。同助成制度では、過去5年間に市内1,070世帯に9,000万円を助成、工事総額はその14倍を上回る約14億円に上る実績が

あり、その経済効果は施工業者だけでなく電化製品や住宅関連製品の消費拡大にもつながったと。09年では100世帯を募集する予定。予算には国の臨時交付金を充てる。これは1,000万円だそうです。これらの制度を利用する多くは60歳以上の団塊世代が多く、地域再生には有効的で期待も多いということで、今度の交付金制度、そういったものを使ってこれをやっていくという、こういったことをいっています。

そういった点で、やはり緊急不況対策と、さらに発展させて将来的には環境に優しいまちづくり、こういったことを支援する、応援するという立場でこの制度をぜひ検討していただきたい。また、調査研究していただきたいということを思いますが、一応先ほどでは検討されるというふうなことを答弁されましたが、その点、調査、また研究するという、そういう具体的などころではどうでしょうか。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

今、川上議員、るるこれの効率とか、これの導入に向けてのいろんなメリットを例を出されてご説明いただいたわけですが、私の不勉強のこともあるかわかりませんが、この住宅リフォーム助成制度、また、次の小規模工事等希望者登録制度というのを川上議員のこの一般質問の通告書で初めて知ったわけですが、それでいろいろ短い時間ではあったんですが、いろいろ資料等取り寄せて研究、私自身勉強させていただいたわけですが、これはあと町の税の問題で、公平の問題もあります。それから、川上議員おっしゃられたように緊急経済対策としてやるのか、恒常的にやるのかとか、いろんな問題があります。私は、個人的には非常にいいご提案だなというふうに思っておるわけですが、行政というのはいろんな形で、いろんな分野がございますので、これは何とか前向きに調査研究して実施の方向でいけたらなど、私自身は個人的に思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

私も今回こういった制度を初めて提案していますので、ぜひやれという気持ちはありますけど、そこまでは言えないと思いますが、ただ、やはりぜひ調査研究を進めていただきたいというふうに思っています。財源の問題にしましても、先ほど町長も言われましたように、今回、地域活性化生活対策臨時交付金事業、これで交付金が出てきてます。芦屋町としても、これに芦屋町地域経済活性化基金など、いろんな項目にこれを振り分けてやるということになってるわけなんです

けど、この間、出された部分っていうのは、ほとんどが20年度の補正予算または20年度の当初予算、こういったものに充てられるということなので、そういった点では、そこら辺りもともと充当する予定だった財源が、いわば浮く形になってます。そういった点では、新たな財源が生まれるということになりますので、これは一般財源になりますので、町自体の自由な使い方というのかなりできると思います。そういった点でいろいろあると思いますが、やはり今実施されている市町村、こういったところを参考にされまして、ぜひ早急に、前向きに検討していただきますことを要望いたしまして、この件については終わります。

続いて、小規模工事登録制度について伺います。

この制度も、先ほど言いましたように、初めて聞かれた制度だと思いますし、これもすぐやれといっても、やっぱりなかなかいろいろ問題点もあると思いますので、ぜひ今回の一般質問では、ぜひ調査研究をしていただきたいという、そういったのが私の率直な願いです。

これも初めての制度で、もう少し制度の紹介を詳しくしますと、小規模工事登録制度は、地方自治法234条に基づく随意契約の総合的な運用を図ることを目的に、自治体が設けた制度です。小規模修理・修繕契約希望者登録制度、また、小規模工事等希望者登録制度など、各自治体によって名称はさまざまですが、自治体が発注する土木、建設、電気、内装仕上げ、板金、塗装、ガラス、造園など多岐にわたる小規模工事に今まで指名競争入札の参加資格登録をしてなかった人も登録でき、仕事の受注の機会を広げる地域経済の活性化を図ることを目的とした制度です。各地でこの制度の実現に取り組んできた全国建設労働組合総連合によりますと、公共施設が直接発注することで訪問して受注する仕事おこしが発注量を伸ばし、行政側も地域の経済効果を生んでいるというふうに歓迎されてるとのことです。全国44都道府県で357自治体、実施されてると聞いてますが、埼玉県では85町村の8割を超える70市町村で実施しています。福岡県では、08年時点で太宰府市、大野城市、それから筑紫野市、八女市、久留米市、大牟田市、筑前町、宇美町、那珂川町、志免町、篠栗町、粕屋町、こういった13自治体が行っています。

制度の概要は各自治体で若干違いますが、おおむね次のとおりです。登録できる者は町内の主たる事業所、本店または住所を置いている者ということで、これは純粋な町内業者のみということで、町内で経営されて、町に税金を納めている方、こういった方が受けるわけです。建設業の許可の有無、経営規模、従業員数等は不問、登録の仕方も申請書に必要な事項を添付して提出するだけの簡易なものとなっています。上限金額は、これはそれぞれの自治体によってさまざまですが、上では130万円、下では10万円と、いろんなところでそれぞれ検討して設定しております。

この制度については、福岡県の建設労働組合、これは工務店とか、また個人の大工さん、こういった方々が入っている労働組合ですけど、そこが今年の1月の26日、福岡県の麻生知事に対

して要望書を持ってきて、ぜひ住宅リフォーム制度、また小規模登録制度、こういったことを県でもやってくださいというふうに言ってます。また、福岡県の各議会の中でも住宅リフォーム制度の実現、小規模工事登録制度の実現、こういったことが今やられています。そういった点で、やはり県内の進捗状況を十分調査研究して、この制度を前向きに検討していただきたいというふうに思いますが、この点はいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

先ほどの住宅リフォーム助成制度のときでも小規模工事等希望者登録制度について触れましたんですが、私は、この小規模工事等希望者登録制度は、これはいいなと思ったのは、実はこれ資料見ましたら、いわゆる資格登録、建設工事等競争入札参加資格規程に基づく資格審査を受けてない方、いわゆる登録、2年に1回登録しますよね、ない方で、小額で内容が簡易な工事、修繕の注文を希望する方を登録という形になる。今私も、議員言われて、2年に1回、建築土木、いろんな方が登録されるわけですね、町内の仕事したいということで。じゃ果たしてかわら屋さんだとか、それからガラス屋さんだ、板金屋さんだとか、登録をされても果たして仕事は町から受注はあったのかなという、そういう疑問が出てきたわけですね。やはりこういう場合は、ほとんどが建築屋さん、土木屋さんに発注するというような、私もちょっと調査しなくちゃいけないんですが、そういう方に発注しているのではないかなと思ってるわけでございます。しかし、こういう、今議員言われた簡易な、これも屋根の修復だけで済むだとか、それから、といの修理だとか、そういう方たちに対してこういうやはり登録制度を設けておれば、もうその方たちに直接お話ができるという、本当に非常なきめの細かい芦屋町の、いわゆるこういう零細の技術を持った方の育成なり振興策になるのではないかと、これは私自身思っておりますので、ただ、先ほどもお話ししたように、行政というのはいろんな制約がございますので、その辺の中で十分、今、議員が言われた福岡県で13自治体でされておるということでございますので、十分調査研究をさせていただきたいということの答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

ぜひ調査研究を進めていただきたいと思います。

それで、今回、なぜ私がこの住宅リフォーム助成制度とか、小規模工事等希望者登録制度、こういったものを取り上げて、中小零細、こういった業者に光を与える施策を求めているのかとい

うことを申しますと、やはり今の、この経済不況の中で、本当にこういった方はもう大変な状況に置かれているというのが切実にやっぱり感じるわけです。

先ほど言いました福岡県建設労働組合が福岡県の麻生知事に要望書を出したわけなんですけど、その中で言われていることは、10年来の公共工事の減少、昨年の建築基準法の改正による建築確認申請のおくれによる着工工事数の大幅減、石油原油高騰による建築資材の高騰、金融危機が追い打ちをかけ、地元建設業者はかつてない不況に追い込まれ、地場産業者の倒産、廃業、自殺者も出る深刻な事態となっています。このままでは地域の建設業者は根絶やしにされるのではないかという、そういった危機感さえ感じます。私たちは地域住民がよりよい社会生活を営む上で不可欠な住宅、道路、教育福祉施設、上水、下水道など社会基盤をつくる基幹産業で地域経済の発展、雇用に大きな役割を果たしてきました。こういったふうに訴えて、その中で安全安心なまちづくりの推進を行ってくださいとか、職人の雇用確保、地元業者の育成、振興を図ってください、また、入札契約制度について、そして市場価格に対応した設計単価と適正な労働基準について、こういった申し入れをしております。特に、入札契約制度については、入札制度改革で低価格競争が助長され、ダンピング受注、赤字工事が横行し、多くの市民が働いている地元建設業者が経営難、倒産に追い込まれ、下請けの企業、専業者、それから現場作業員の賃金等のしわ寄せが顕著となっています。最低制限価格は予定価格の70%から85%の低水準で設定され、低価格競争を激化させる要因となっている。こういった工事のコストなどの調査を行って、実態を把握して工事の安全と品質を確保できるようについて、こういった切実な要望を出していただくわけなんです。

特に、芦屋町におきましては、談合問題が起こって入札改革を行いました。この芦屋町の入札改革、入札制度の見直し、これで財政課のほうに聞きますと、現在の落札率は79.6%となり、6,100万円の削減効果が出ていると。こういったふうに言われています。これは制度の見直しによる改善措置が談合防止など透明性の確保、公共工事の競争性の確保に効果を発揮している効果であって、これは大変評価すべきことだと思います。それと同時に、現在の社会情勢と重なり、その業者の実態、また重大な問題点も出てきてます。地元業者の公共事業の受注率は5割から6割となって、金融危機等の追い打ち等でやはり倒産とか廃業とか、そういった深刻な状況に追い込まれて悲鳴を上げてるといって、これはやっぱり今の芦屋町の業者の実態でもあると思います。

やはりこういったことを、果たして企業努力の足りなさ、こういったことで片づけていいのか。私は、やはりこれは行政として法にのっとった支援がやっぱり必要じゃないかっていうふうに思います。確かに、入札制度の問題、これは大変難しい問題です。住民サイドからは透明性と競争性の確保による無駄な排除が求められます。また、発注者である行政サイドでも、それは当然で

すが、不適格参入者の危険や不良工事の不安がつきまとうし、また、地元業者育成という観点との整合性が問われています。そういった点では、大変難しい問題でもあります。しかし、一番大事なことは、やはり談合は許さないという、そういった行政の毅然とした姿勢、これがやはり私は基礎であるというふうに思います。それと同時に、公正な入札を行う、これによって町内の需要者が受注する、また地元へ落ちていく、これは仕方がないこととか、また地元業者の育成と振興を図ることが厳しくなる。こういった考えで、やはりこの公正な入札を行うということと地場を支援していくという、こういったことをやはり二律背反的に考えるべきではないというふうに私は思います。やっぱり公正な入札を行い、同時に地元業者の受注機会を拡大し、仕事が回ってくるシステム、こういったことをやはり構築すべき立場に行政が立つべきだというふうに思いますが、その点はいかがお考えでしょうか。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

まさに、川上議員が今るお話ございましたように、いわゆる談合事件が起こって入札制度改革、芦屋町やりました。内外では、恐らく福岡県内で一番厳しい制度であろうという形の中で、もう約1年経過いたしておるわけでございますが、先ほど述べましたように商工会との懇談会の折にも非常に多くの業者の方から、今、議員ご指摘のように、このままでは倒産するという形の中で生の声をお聞きしておるわけでございます。かといって、それをじゃ昔のままに戻すかというのは、これはやはりとても昔の形の中で戻すというのは、時間を戻すというのは、これはもう今の世の中、こういう透明性、いろんな形の中でした場合に無理であろうと。ただ、今こういう状況であるとともに、やはり地元業者育成というのは、これは町の大命題であろうかと思うわけでございます。この入札制度改革、私はいずれ見直さなければならない時期に、今きておるのではないかと私自身思ってるわけでございます。この透明性、それからいろんな形の中で整合性を持って、これは先ほどお話ししましたように、ご支援できる可能性のあるものについてはそれぞれの所管と協議して見直していきたいと思っておるわけでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

ぜひ決まったことではなくて、やはり実態に問題点があるんなら、それに対して積極的にもやっぱり改善していくし、その基本としてはやはり公正な入札を全うするという、そういった立場で臨んでいただきたいと思います。

ちょっと地元要請の受注機会の拡大ということで、ちょっと発言通告とは離れますが、一点お聞きしたいのは、5日の日の北九州市議会では、今、今年度行われようとしている小中学校の耐震工事について、共産党の議員が耐震補強工事は100%地元中小業に発注し、仕事確保の機会を提供すべきだと、こういったふうな質問をしております。それに対して当局は、今後もこれまでと同様に市内企業にすべて発注できるというふうに答えております。

確かに、北九州市と芦屋町では相当条件が違いますが、この耐震工事の問題の受注、地元業者への受注機会の拡大、これについては芦屋町ではどのようになっているのか、わかりましたらお答えください。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 鶴原 光芳君

耐震工事は、芦屋の町内業者に発注するのかどうかというお問い合わせでしょうか。ということになれば、私どもの工事の発注をどういう形でやるかというのは、芦屋町の指名基準というものがございまして。先ほど町長から言っていましたように、芦屋町のほうでは1,000万円以上の金額になりますと一般競争入札というのが、制度として確定されておりますので、それを1,000万円超えた金額について町内業者でということには制度上ならないというふうに考えております。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

やはりこういった耐震工事については、設計また特殊な耐震工事をやる能力があるかどうか、そういった問題もありますので、簡単にはならないと思いますが、ただ私がここでいいたいのは、例えば耐震設計とか、先ほど耐震工事なら町内業者はできませんが、その後の中でできる仕事もあるのではないかと、そういったところは町内業者を利用してやらせるという、入札した業者にやらせるという、そういったシステムができないもんだらうかということを考えてます。

それで、ちょっと例を挙げますと、公契約条例というのがありますが、これは受注した業者が仕事を行うときの内容を業者と自治体で決めていく、こういった条例なんですけど、これができていないところに、そういった自治体では、例えばこういった制度を使っているわけです。適正な工事委託の施工上の留意事項ということで、これは函館方式といわれています、函館のほうで今実施されてるところです。函館方式というのは、入札後の落札業者と契約時に労働条件に関する指導文書をつけるという、こういったことをやっています。

で、この中で、公共事業の施工にあつては地元業者、地元資材を積極的に活用し、雇用の安定

と就労の促進を図るとともに、下請契約及び工事代金等の支払いの適正化などにより、事業の有効かつ適正な執行を図ることとしておりますので、この趣旨を理解され、次の事項について十分配慮して優良な工事の委託の完成を期してくださいという、こういったことで、この中で地元業者の活用、地元資材の最優先的使用について、こういったことを文書で指導しているという、こういったところです。

この芦屋町のこの庁舎の耐震改修にしても、恐らく十数億円かかりましたが、地元の業者の受注というのはほとんどなかったと思います。そういった点では、口答とか、そういったのじゃなくて、こういった文書で指導としてやっていくという、こういったことを自治体でもやってますし、ほかの自治体でもこういった制度を取り入れております。

こういったことを使って、調査、研究していただいて、地元産業の雇用の創出、また活性化を図るために、町でもぜひやっていただきたいというふうに思いますので、これについては、まだ内容も初めてだと思いますので、回答は要りませんが、ぜひこういったことも研究されて、ぜひ地場産業の振興のためにも頑張っていたいただきたいというふうに思います。

以上で、この質問については終わります。

続きまして、後期高齢者医療制度について伺います。滞納者が20数名おられるということで、広域連合としても柔軟な対応でこれをやっていくというふうになっておりますが、もともと特別な事情で納付相談を行うというふうにいわれましたが、もともと後期高齢者医療制度ができる前の国保の状況のときには、こういった75歳以上の方は資格証明書は発行しないという、それが原則であったというふうに思います。

最近、去年の暮れから国保証の取り上げの問題が全国的に大きな問題になりました。子どもから国保証を取り上げるとは何事だということで、一応国のほうも子どもに関しては国保証の取り上げはしない、資格証明書の発行は行わないというふうになったわけなんですけど、芦屋町においては国保証に関しては資格証明書は出さないという、こういった立場をこの間貫いてきているわけです。これは県内でも19自治体が資格証明書の発行がゼロという自治体が生まれてますが、これは県内でも誇れるやっぱり町のあり方というふうに私は思ってます。ぜひ、今後も国保証の資格証明書を発行しないという、そういった立場で頑張っていたいただきたいというふうに思います。

ただ、今回子どもに限定せず、一般的な人も、例えば医療費の支払いが困難であっても、滞納が1年を超えても、医療を受ける必要があるという、こういったふうなことになるれば特別な事情に準ずるとして、判断するという、こういったことが行われてます。つまり国保においては、やはり資格証は発行しないで、病気になった方は基本的には受診できるという、そういった立場を明確にしたわけです。

今度2月の福岡の県議会でも、この資格証明書の交付については、特別な事情を把握すること

や、保険料や一部負担の支払いが困難の方への減免や、徴収猶予などで対応するようという、こういったことを福岡県知事もいっております。

ですから、私はやはり後期高齢者におきましても、基本的にやっぱり資格証明書は発行すべきではないというふうに思います。先ほど言われましたように、国のほうは相当な収入がある方というふうなことを限定して資格証明書の発行をするということを言ってます。また、この相当という基準も大変あいまいなところですよ。もともとは資格証明書の発行ができなかった方々に資格証明書を発行するという事は、私はこれはあってはならないと、そういったことだと思います。

資格証明書の発行については、町村の窓口、これが一番大きな役割をいたします。芦屋町の窓口におきましても、対応を、今までやってきた国保証と同様に、資格証明書は出さないという立場でやっていただきたいというふうに思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 入江 明徳君

先ほど申しましたとおり、これにつきましては、国のほうも相当な収入があるにもかかわらず、保険料を納めない悪質なものに限定して適用するという事になっております。相当な収入があるとはどういうことかということを申しますと、逆にいいますと相当な収入がない方につきましては、一応考えられるのは被保険者均等割軽減世帯に属する被保険者とか、被用者保険の被扶養者であったものに対して軽減されてるものと、それから、市町村民税世帯非課税の被保険者ということで、こういう方たちはここでいう相当な収入には該当しないと考えられます。だから、こういう人たちには資格証明書は基本的には発行しない。

それと、先ほど申しましたとおり、風水害とか、病気やけがになった場合は、資格証明書を発行するのは不適切であるという形になっております。ただ資格証明書を絶対に発行しないということにつきましては、これは制度を運営していく上で、また被保険者間の負担の公平を図るという観点からも適当ではないと考えておりますので、あくまでも相当な収入があつて、悪質な場合のみ資格証明書を発行してきたいと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

もう時間がありませんので、最後にもう1点、給付については変わらず微増ということですが、広域連合におきましては外来患者が上半期で0.74%落ちてるといふ、こういったことがいわれてます。そういった点では、1年間を通してどういったふうになるか、これを注意深

く見ていくことが必要だというふうに思います。

それともう1点は、広域連合によると1人当たりの医療費、上半期には53万6,000円ということで、全国一高い医療費になってるということをいっています。1年間通しますと107万円ということになって、平成18年より4万高く、平成18年が103万円ですので、4万円高いという状況です。こういったことになりましたと、7年連続で日本一高い保険料ということになっていくと、平成22年の保険料の改定のときにですね、また相当保険料が上がるんじゃないかという、こういったことが危惧されています。

そういった点では、なぜこういったふうに給付が日本一なのか、そういったところの原因の究明が必要だと思いますし、また保険料を抑えていくためにも健康対策、また後発医薬品、ジェネリック医薬品、そういったものの活用などを本格的に取り組むことが必要だというふうに思います。

後期高齢者医療制度については、当議会では実態を十分に把握し、検証し、廃止を含む抜本的な見直しを求めるという、こういった決議を採択しています。やはり高齢者が安心してかかれる医療体制、こういったことの実現を求めて私の一般質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、川上議員の一般質問は終わりました。